

○全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う運用上の留意事項等について

令和8年2月6日

道本総第3664号

道本刑第3837号

／警察本部各部、所属の長／警察学校長／各方面本部長／各警察署長／宛て
全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号。以下「改正法」という。）により、介護保険に係る保険者番号及び被保険者番号（以下「被保険者番号等」という。）について、「告知要求制限」の規定が新設され、当該規定が令和8年4月1日から施行されることとなった。

当該規定の概要及び運用上の留意事項は下記のとおりであるので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

記

1 概要

改正法により、介護情報等の収集・提供等に係る事業が創設されることに伴い、個人情報保護の観点から、介護保険事業又はこれに関連する事務の遂行等の目的以外で告知を求めることを禁止する「告知要求制限」の規定が新設され、令和8年4月1日以降、原則として、本人確認等を目的として被保険者番号等の告知を求めることが禁止されるものである。

2 運用上の留意事項

(1) 「告知要求制限」の対象となる被保険者番号等は、介護保険法（平成9年法律第123号）第201条の2第1項に規定する被保険者番号等である。

(2) 本人確認等のために被保険者証の提示等を求める際の留意事項

被保険者番号等については、介護保険の被保険者証に記載されている。今後も、本人確認等のために被保険者証の提示を求めることは可能であるが、告知要求制限に抵触しないよう、以下の点に留意すること。

ア 被保険者証の提示を受ける場合には、当該被保険者証の被保険者番号等を書き写すことのないようにすること。

また、当該被保険者証の写しをとる際には、当該写しの被保険者番号等を復元できない程度にマスキングを施すこと。

イ 被保険者証の写しの送付を受けることにより本人確認等を行う場合には、あらかじめ申請者や顧客等に対し被保険者番号等にマスキングを施すよう求め、マスキングを施された写しの送付を受けること。

また、被保険者番号等にマスキングが施されていない写しを受けた場合には、当該写しの提供を受けた者においてマスキングを施すこと。

ウ 被保険者番号等の告知を求めているかのような説明を行わないこと。例えば、ホームページ等において、「被保険者証の番号が記載された面の写しを送付してください」といった記載を行わないよう留意すること。

(3) 刑事訴訟法に基づく手続に係る留意事項

刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）に基づく手続において、被保険者番号等を取り扱う必要性が認められる場合については、「告知要求制限」の規定違反の問題が生じるものではない。

なお、立証上、被保険者番号等が必要か否かを十分に検討の上で取り扱うようにすること。

3 その他

改正法による改正後の条文（関係分）を添付するので、参照されたい。